

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

|            |   |
|------------|---|
| Title      | 日本におけるT.H.グリーン思想の展開：グリーンの権利思想の側面からの戦中・戦後の社会思想の一潮流についての考察  |
| Author(s)  | 岡崎, 秀幸  |
| Citation   | HABITUS , 22 : 121 - 132  |
| Issue Date | 2018-03-20  |
| DOI        |   |
| Self DOI   | <a href="https://doi.org/10.15027/45629">10.15027/45629</a>                                       |
| URL        | <a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00045629">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00045629</a> |
| Right      |   |
| Relation   |   |



# 日本におけるT.H.グリーン思想の展開

——グリーンの権利思想の側面からの戦中・戦後の社会思想の一潮流についての考察

岡崎 秀幸

(広島大学大学院文学研究科博士課程前期)

## 目次

はじめに

第一章 T.H.グリーの時代背景及び倫理学

第二章 T.H.グリーの権利思想

第三章 日本におけるグリーン社会思想

第四章 まとめ——おわりに代えて

## はじめに

昨今取沙汰されている労働の見直しに関する諸々、例えば近年明るみに出た大手企業でのいわゆる「ブラック」な就業形態に端を発する「働き方改革」と呼称される政策が施行されるなどという社会状況は、元をたどれば日本において「権利」という考えが浸透されていないということに一因があると考えられる。この「権利」という言葉が日本に輸入されたのは周知のように明治期のことであり、さらにその当事者としては福沢諭吉が有名である。西洋の権利思想がキリスト教的な自由と平等を土台としていたことに対して、福沢は「天賦人權説」を展開、儒教的な「天」の下で人は皆平等であるとして自由民権運動の理論的支柱となった。しかし、強大な官権並びに主導権を維持しようとする明治政府による徹底的な弾圧のもと、ペンよりも剣で対抗しようとする過激派が

現われ、彼らが摘発されて後、運動は後退してしまう。そして帝国憲法とともに「国賦人權論」が採択されるに至り、そして強権のもとで議会政治が行なわれ、もっと根源的な自由と平等の原理に基づかなければならない「権利」という思想は、すっかり下火になってしまったと見ることができる。

戦前日本の権利思想の受容は大体上記のようであると思うが、日本には他にも自由主義や人格主義、社会主義のような思想的潮流が存在する。そのような流れにも「権利」についての思想はないだろうか。その一つ潮流として、私は学位論文でも詳細をあたったT.H.グリーン思想を選択した。T.H.グリーンは明治初期から中島力造や井上哲二郎によって紹介されており、特に彼の「自己実現説」は当時の日本の思想界を席卷したとされ、一大ブームを巻き起こした。しかしながら、このグリーン思想の受容史は後に述べるところであるので詳細は省くが、結論として、戦前最後の自由主義者と呼ばれる河合栄治郎以降、グリーン思想は倫理学の古典として扱われているようである。しかしながら河合栄治郎がそうであったように、戦後において、グリーンの研究はいくつかの社会思想的観点から始まっており、また河合栄治郎の弟子たちが戦後「社会思想研究会」なる会を設立したと知り、現在の社会思想の面からグリーン思想を見出すことができるのではないかと私は考えた。実際彼の社会思想を知ることができることとされる『政治的義務の原理についての講義』は、主に法と権利の観点から議論されているため、グリーン社会思想を継承した河合栄治郎並びにその弟子たちもまた「権利」について何らかの言及をしているのではないかと考えられる。本論文ではグリーン社会思想について、主に「権利」という観点から考察し、戦前最後のグリーン研究者であった河合栄治郎、そして彼の弟子たちにおいて戦後どのようにグリーン社会思想が継承され扱われているかを研究考察することにした。

## 第二章 T.H.グリーンの権利思想

グリーンの権利とは、(1)人間社会の使命の実現という目的、つまり共同善(未だ到達せざる完全)の実現(=自己実現)という目的のために必要であり、(2)それゆえにその目的に貢献する力を有し且つその力を互いに認め合う等、道徳的目的に寄与する諸々の道徳的能力を有する存在、すなわち人格の間においてのみ存在するある種概念であり、(3)また逆に言えばそのような人格はこの力を道徳的能力の実現のために必然的に有しており、(4)そしてこの共同体の目的に寄与する力は当然権利となるべきであり、その逆は認められるべきではない、とするところのものである。

ゆえにまた、権利とは、社会制度において自らの完成を目指す——すなわち自己実現を行なう手段であるとも言える。自己実現の実現realizeとは、理性の能力である自己の「より良い状態」すなわち自己の「未だ到達せざる完全」という概念の所有に基づき、それらの概念を現実のものとする事、つまり自己の完成を現実において目指すことである。無論これらの「より良い状態」「未だ到達せざる完全」という概念は比較する対象がなければ生じ得ないものであり、またそれらの概念の達成のためには自己以外の存在が必要不可欠であることから、自己実現は自己単体で完結し得ず他者を必要とする。そのため、自己実現には他者の実現もまたその範囲として含まれるのであり、これによって共同善なる目的が生じうる。

そして「未だ達成せざるところの究極の善」を目指し、各々におけるその目的の為に貢献する能力を充実させ、及びその能力の自由な発揮とその妨害を除去する手段——すなわち自己実現の手段として権利、義務、法が人々の間で相互に承認、あるいは要求されるのである。このとき、それらのシステムを管理維持する為の機関として、社会は国家という形をとるに至ったのである。グリーンの国家観については行安(2007)が「グリーンの国家観は市民の諸権利を尊

重し、それらが共通善のために働くように調整することにある。<sup>1)</sup>」と述べ、国家は調整者としての役割を果たすためにその部分となる社会よりも上位にあるが、国家至上主義のような強制権力を持たず、そのような部分社会の自由と独立を尊重するという点で多元的社会理論の萌芽としている。グリーンが『政治義務の原理』において「力ではなく、意志が国家の基礎であるwill, not force, is the basis of the state」という章を掲げているように、グリーンは国家に強制権力を行使する機能を見ていない。グリーンにとって国家とはその要素となる諸社会的関係における社会制度を管理維持し、その調和を図ることを任務とするのであり、そこにおいて国家の道徳的意義があるとする。そして国家がそのように複数の要素の有機的な結合によって成り立っている——すなわち意志によって形成されている以上、それら社会的関係にも義務が存在し、その意味で国民は国家に意志を反映させるための政治的義務を有しており、その義務を履行するために民主主義的な政治が要求されるのである。

### 第三章 日本におけるグリーン社会思想

#### (1)河合栄治郎

河合栄治郎(1891~1944)は言わずと知れた戦前戦中最後にして最大のT.H.グリーン研究者である。自由主義的社会思想家であり経済学者、あるいは単に社会思想家と主に評される河合であるが、「河合にとっての最高善とは「人格の成長」であった。<sup>2)</sup>」とも評されるように、河合は自由主義及び人格主義の立場から自らの社会思想を構築した人物でもある。河合にとっての「人格の成長」とは「自分一人だけでなく、「社会に属するあらゆる成員」の「人格の成長」を最高善とする考え<sup>3)</sup>」とされており、「人格」というものの社会性及び共同善との関係についてグリーンの影響が垣間見られる。

河合がもっていた世界観及び人間観について、花澤(2014)は「河合の世界

観とは「理想主義」である。「自分は何をなすべきか、何のために生きているのか」という自覚した青年の問いこそ、理想主義の根本問題である。これに答えて河合は、「最高の価値あるものは、私共の人間自己の人格を成長さすこと」であると確信する。<sup>4)</sup>と述べており、この理想主義的世界観に三つの要素があったことを指摘する。すなわち「人格主義」と「教養主義」、それから「個人主義」である。「人格主義」は人生の目的や理想、そして最高の価値を個人の人格に置く姿勢であり、「教養主義」はこの最高善への努力として教養(Bildung、Culture)を言い、「個人主義」は認識や価値判断、意志決定はその主体である個人より生ずるものとして、個人の人格に最高の価値を認める立場である。

「既存の社会制度や法律は、マルクス主義者が説くように、ブルジョワ階級の利益擁護機関ではなく、すべての人にとって「人格の成長」という最高目的をはかるために存在する<sup>5)</sup>」と説明されるように、河合は「遵法精神」というものを非常に大事にしていた。また『社会政策原理』第四章第四節「改革の思想体系」において、「忠実なる制度の遵守者たりし理想主義者は、此に於て制度の改革者としての姿を現すに至る。<sup>6)</sup>」と述べているように、法延いては制度を道徳的意義において遵守することが理想主義者の使命であると論じている。グリーン社会哲学によれば権利もまた制度である。しかもそれは人格の有する人間社会の目的の為に必要な力であり、その力に現実性を与えるために法が存するのだとも言える。グリーンは、権利は社会を前提としなければ存在し得ないとしたが、根源的な社会的関係において、人格の実現のために、生命と自由の権利が承認されることがまず必要不可欠であると説いている。生命の権利とはつまり自らの身体を守り、自らの意志によってのみ自由にし得る権利のことであり、自由の権利とは理性及び意志の発揮を認める権利である。これらを前提にして様々な権利が認められ、またこの権利なしにはおよそ人格同士の

社会的関係というのは築き得ない。この権利を制度として実現するために法が存するのであるが、河合は遵法並びに人格の成長を説く中で、この権利rightについてほとんど触れていない。

河合は『グリーン思想体系』の「権利」について述べた項において、「自我の完成は人の最高の善であり、何人も之を企画すべきであり、何人も之を援助すべきである。而して権利の共有が此の自我完成に必要な条件であるならば、何人に対しても権利を認むるのは、当然の義務である。人は権利を所有する資格あるに非ずして、人は何人にも権利を認むべきであり、人は何人も権利を持つべきである。之を要求することは権利に非ずして、人としての厳粛なる義務である。権利の意義はかく解して始めて明かである。<sup>7)</sup>」と解説している。グリーン社会思想における権利はこの節で非常に明瞭に解説されており、河合はグリーンを介して権利の意義について深く理解していたように思える。しかし、遵法を自らに課し、またその故に社会の不遜に怒るのならば、法によって現実に守られたる人格成長にとって必要不可欠な力、もしくは人格成長を促すための力である「権利」について自らの思想体系のなかで大きく主張しなかったのは不思議だと言わざるを得ない。

## (2) 関嘉彦

関嘉彦(1912-2006)は『社会問題』(秀英出版、1958年)において、「私は人間がすべてその創造的能力を最高度に発達させること、あるいは人格の成長が、最高善であるという立場をとる。<sup>8)</sup>」と述べ、第一に人格主義の立場に立つことを主張している。また「人間の創造的力の最高度の發揮、人格の完成は人生の理想であるが、それは自分だけの人格の成長の異義ではない。<sup>9)</sup>」と述べているように、人格は社会生活、すなわち他者との交流があってはじめて存在し得るものであり、自分の人格の完成は当人の努力によるものであるが、それで

も自分だけでなく全ての人の人格が成長することによってはじめて人格が完成することができるとしている。この人格主義は「人格の完成」、それも自分だけではない社会の成員すべての「人格の完成」に最高善を置く人格主義であり、関の思想的土台に河合の影響があることが伺える。

そしてその人格の成長のためには二つの条件が提示されており、一つ目は災害や飢餓といった自然の支配ともよべる脅威から脱するためにその力を征服し、自然の脅威から自由になることであり、二つ目は社会における自由である。これが第二の立場ともいべき主張である。そして第三の立場として、資本主義とは正しい制御がなければその本質として貧富の差を拡大するものであり、その経済的不平等が社会問題を引き起こすものであることを主張している。また社会制度に対する立場についても、河合の影響がみられる。すなわち、社会制度というのは公共善や社会的福祉といった人格の完成に貢献するために存在するものであり、その意味で道徳的意義を有し、制度への服従が道徳的義務として正当化される一方で、逆に言えば人格の完成を阻害するような、あるいは時代とともにそうなってしまった制度は改革されなければならないとする立場である。このとき注意しなければならないこととして、世界人権宣言に基づきこれを人類普遍の理想とする立場に立つという民主主義であるということ、狭義の労働者という意味ではない勤労者、すなわち何も持たないプロレタリアだけが対象となるのではないということ、そして社会の進歩と社会問題との関係性という三つを挙げている。

関の思想的土台には「人格主義」「自由主義」「民主主義」「社会主義」といった、河合と同様の主義が根を張っており、この点でも河合から受けた思想的影響を指摘できる。また社会問題の克服、言い換えれば社会における成員全員の人格の成長のためには、いかなる社会制度でさえ不断に見直されなければならない、というある種の相対主義にも河合との相似を見ることができる。人格の



成長の条件を自由に求め、またそのために存する各社会制度は、時代によって不断の変革が求められねばならないとする、そしてそれを成すのは「道徳的情熱と科学的知識をもった人間」——理想をもちながら現実的に考え、それを実践できる人間であるとするという関の態度は河合に通じるものがある。

### (3)猪木正道

粕谷一希『河合栄治郎 闘う自由主義者とその系譜』において猪木正道(1914-2012)は、彼の師河合栄治郎の後継としてのマルクス主義・共産主義の体系的な研究を進めた人物として紹介されている。松井慎一郎「河合栄治郎と猪木正道」には「河合ゼミ最後の生存者であり、河合の「戦闘的自由主義者」としての側面を忠実に受け継ぐ者<sup>10)</sup>」と評されており、「戦後まもなく、思想史研究の観点からマルクス主義的理論の欠点を指摘し、その後の保守主義台頭の中で軍国主義の復活に警鐘を鳴らした猪木の研究・評論活動は、大学におけるマルクス主義勢力の浸透を防ぎ、軍部の政治介入を厳しく批判した河合を彷彿させるものがあった。<sup>11)</sup>」として、河合との相似を述べている。また『猪木正道著作集 第二巻』のあとがきにて、渡辺一は猪木の思想的立場を、第一の柱として個人の尊重に基礎づけられた戦闘的自由主義、河合から受け継がれたこの人格主義的な自由主義の立場があり、続いて第二の柱として祖国への愛情ないし愛国心、それも集団没入的な愛国心ではなく、あくまでも一回かぎりの人格の尊厳によって裏打ちされた愛国心、第三の柱に科学の限界を意識する合理主義的常識人、最後に宗教への開かれた態度が存するものであると述べている<sup>12)</sup>。

雑誌『民主社会主義研究』の創刊号において「民主社会主義とは何か」という共同討議が行われ、その際討議の参加者に対してなされたなぜ民主社会主義をとるに至ったのかという質問への回答として、猪木は河合栄治郎の影響を述べるなかで、「そうして河合先生から人格主義的な社会主義というものを教わっ

た。……しかしどうも人格の成長ということがよくわからなかった。<sup>13)</sup>」と語っている。猪木は河合の人格主義というものが、どうにも楽観的であり、またすばらしい人間であることが要求されるという印象に不満を感じていたようである。そして河合のいう人格の成長には限界というものが設定されていないことにも強い違和感を抱いていたようであり、この意味でも曖昧さを感じていたようである。そして猪木はその後の読書活動、特にドストエフスキーを通じて「人間個人の人格の一回かぎりの性質、つまり一人一人の人間の尊厳」というものが分かった気がしたとも述べており、河合とはまた異なる「人格」の受け取り方をしている。

以上の猪木の考え方を見るに、彼は思想において非常に現実的であり、その意味で河合が言ったような「人格」、あるいは「人格の成長」というような理念に曖昧さを感じざるを得なかったと言えるだろう。しかしながら、その彼の現実的な視点というのは、河合から受け継いだ人格主義、自由主義、民主主義、社会主義といった思想の実践において、「戦闘的自由主義者」としての側面を現したとも言える。例えば戦後に打ち立てられた憲法による平和と民主主義という理想がとみに失われつつあることに対して、またその為に旧帝國的な反動やマルクス主義的な国家観が人口に膾炙していることに対して、「国家の理想を確立する途は、憲法を尊重しながら、たえず新時代に即応した新しい内容を憲法解釈に盛りこんでゆくよりほかはない。<sup>14)</sup>」として猪木は反論している。そして同じ文脈において、具体的に憲法第二十五条<sup>15)</sup>と二十七条<sup>16)</sup>を発展させて、勤労国民の福祉国家という理想を平和と民主主義国家の理想にもりこみ、平和・民主・福祉国家という理想を確立し、その理想を実現する能力を政権が示すならば、日本の将来は明るいと述べており、この点については関と同じく民主社会主義としての河合思想の継承が見える。

#### 第四章 まとめ——おわりに代えて

河合の弟子たちが結成した社会思想研究会並びに民主社会主義研究会において主張されている社会主義の原理と実現の方法は、河合が主張していたこと、延いてはグリーン的主張とも合致する。すなわち社会の成員全員の人格の完成を理想とし、そのために自由を必要とする一方で、国家の積極的な介入をその道徳的意義のかぎりにおいて、また国民の内的な道徳的精神への介入ではなく外的要因を是正することのみによって認めることで、福祉国家の建設を目指すという点である。加えて、その方法においては民主主義を採り、代議制議会によって(資格を持つ)国民全員の意思によって国家を運営してゆくという点でも、彼らとグリーンとの思想的なつながりが見える。民主社会主義研究会に参加した民主社会主義者たちはそれぞれ異なる世界観をもっていたが、民主社会主義の理論としては共通していた。ここにおいて、正しい意味での、実践としての社会哲学をも包含したグリーン思想の体系が、日本の社会において出現したと言え、実際彼らの望んだように、日本は社会保障を充実させてゆき、依然問題が多々残るものの、国民皆保険制度や年金制度等、福祉先進国に負けず劣らずの福祉政策を実施してきた。

この過程において、グリーン的権利思想が、日本の社会思想に及ぼした影響を見るという本論文の試みは、あまり成功したとは言えないだろう。だが、河合がグリーンから受け取った思想は、社会思想として、戦後の日本における民主社会主義に受け継がれていることは十分に指摘できるだろう。一度それら自由と平等と民主主義の条件が整えば、グリーン的な平和的改革及び全人格の発展を目指す協同社会を実現することに障害となるのは、暴力的反社会的手段だけである。民主社会主義者が志した協同社会はかくして徐々に実現の道をたどりながら、平等と自由が人々に浸透し、やがて平等で自由な人格間において発揮される共同善に貢献するために必要な力がすなわち権利として人々に認めら

れるという過程を辿るとすれば、グリーン的権利思想が日本において認められる可能性がないことはなかったのではないか。このようなグリーン的権利思想は協同的であり、理想については利己主義であるが同時に必然的に利他主義でもあるという共同体利益志向によって構築されるために、単純な利己主義に陥らないという点で、協同意識が強い日本において本来受け入れやすい理論ではないだろうか。山脇(2004)が、公共性の概念を見直すにあたって、これからの日本では「滅私奉公」という仕方と私と公を結ぶのではなく、「活私開公」というコンセプトが必要であるとしている。これは個人個人が生き活きと活動し、以て民の公共性を開花させ、そして政府の公を開いていくという考え方である。ともすれば不当にも利己主義の誹りを受けてしまいかねない権利主張であるが、社会の善の達成を根拠に利他主義として権利を公共に主張するグリーン社会思想は、山脇が言うような私と公との関係の在り方についても、現代日本において非常に有意であると考えられるだろう。

## 註

- 1) 行安茂『近代日本の思想家とイギリス理想主義』北樹出版、2007、p. 194
- 2) 松井慎一郎「戦闘的自由主義者としての河合栄治郎」(『イギリス理想主義の展開と河合栄次郎』行安茂編、世界思想社、2014、以下同、p. 261)
- 3) 同上
- 4) 花澤秀文「理想主義教育者としての河合栄治郎」(『イギリス理想主義の展開と河合栄次郎』、p. 230)
- 5) 同上、p. 264
- 6) 河合栄治郎『社会政策原理』日本評論社、1931、p. 294
- 7) 河合栄治郎『トーマス・ヒル・グリーン思想体系 下巻』日本評論社、1931、p. 1016
- 8) 関嘉彦『社会問題』秀英出版、1958、以下同、p. 9
- 9) 同上 p. 10
- 10) 松井慎一郎「河合栄治郎と猪木正道」(『イギリス理想主義の展開と河合栄治郎』、p. 321)

## 日本におけるT.H.グリーン思想の展開

- 11) 同上
- 12) 猪木正道『猪木正道著作集 第二巻』力富書房、1985、pp. 529~531
- 13) 『民主社会主義研究』1960年4月No. 1、p. 27
- 14) 『猪木正道著作集 第三巻』力富書房、1985、pp. 412, 413
- 15) すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 16) すべての国民は勤労の権利を有し、義務を負う。
- 17) 山脇直司「公共性の再検討」2004年